

住民基本台帳ネットワークに係る特定個人情報保護評価書（案）の概要

1 特定個人情報保護評価の目的

個人のプライバシー等の権利利益の保護のため、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う情報漏えい等のリスクを事前に分析・軽減するための措置を講じる。また、その取組みを公表することで、県民の信頼を確保することを目的とする。

2 評価書名

住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書（案）

3 評価対象事務の基本情報

I 事務の名称

住民基本台帳ネットワークに関する事務

II 事務の内容

- (1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
- (2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

III 特定個人情報ファイルの対象人数

30 万人以上

IV 使用するシステム

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステム
- (2) 附票連携システム

4 特定個人情報ファイルの概要

I 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

- (1) 対象となる本人の範囲
福井県内の住民
- (2) 記録される項目
個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報
- (3) 特定個人情報ファイルの保有開始日
平成 27 年 6 月 1 日
- (4) 特定個人情報の入手方法、使用方法
入手方法：市町村コミュニケーションサーバ（市町村 C S）を通じて入手
使用方法：本人確認情報の更新、提供、検索 等
- (5) 特定個人情報の提供・移転
提供先：地方公共団体情報システム機構
福井県の他の執行機関（教育委員会等）
住民
移転先：福井県の他部署

II 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

(1) 対象となる本人の範囲

福井県内の市町において戸籍の附票に記録された者

(2) 記録される項目

個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他戸籍の附票関係情報

(3) 特定個人情報ファイルの保有開始日

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内（令和6年5月30日まで）の政令で定める日。

(4) 特定個人情報の入手方法、使用方法

入手方法：市町村コミュニケーションサーバ（市町村CS）を通じて入手

使用方法：附票本人確認情報の更新、提供、検索 等

(5) 特定個人情報の提供・移転

提供先：福井県の他の執行機関（教育委員会等）

移転先：福井県の他部署

III 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無

都道府県サーバの運用および監視に関する業務、住基ネットの運用保守に関する業務の2件について委託する。

IV 特定個人情報の保管・消去

保管：地方公共団体情報システム機構が一括管理する都道府県サーバ集約センターについては施錠管理を行っている。また、福井県においては生体認証による端末へのアクセスおよび退庁時の施錠管理を行っている。

消去：保存期間の経過した本人確認情報はシステムにより自動判別し消去する。

5 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

I 特定個人情報の入手

都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける本人確認情報の入手元を市町村CSに限定し、情報を暗号化して専用回線による接続を行う。

II 特定個人情報の使用

都道府県サーバと宛名管理システム・庁内システムとの接続は行わない。また、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適正な管理、操作履歴の確認により、不正使用を防止する。

III 特定個人情報の取扱いの委託

委託先の社会的信用と能力を確認し、契約において特定個人情報の提供ルールや消去ルールを定めている。（特定個人情報そのものを扱う事務は実施しない。）

IV 特定個人情報の提供・移転

特定個人情報の提供・移転の記録を残し、システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転すること、加えて、認証できない相手方に情報の提供がなされないことが担保されている。

V 特定個人情報の保管・消去

ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォールを導入し、ログ解析を行い、特定個人情報の適切な保管を行う。

また、本人確認情報の変更があった場合は、自動的に更新される仕組みであり、古い情報のまま保管されることはない。

保存期間の経過した本人確認情報はシステムにより自動判別消去する。

※ファイアウォール：通信の制御・監視を行う機器。必要な通信は通過させ不要な通信は遮断する仕組み。本県では、通過させた通信の解析を毎月実施している。

6 その他のリスク対策

I 監査

年に1回、運用実態のチェックや安全管理措置に関する内部監査を実施し、監査結果を踏まえて問題点の改善を図る。

II 従業者に対する教育・啓発

住基ネット操作者を対象とした研修を毎年度当初に実施し、セキュリティに関する意識の向上を図る。